

令和6年5月

お客さま各位

平塚信用金庫

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る
対応について

拝啓

平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は「犯罪収益移転防止法」を始めとする関係法令、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を遵守し、引き続きマネロン等対策の強化に努めて参ります。

取組みの一環として、お取引に際し下記の事項についてお客さまにお願いさせていただきますので、お客さまにはご不便をお掛けすることがございますが、何卒、趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. お客さまとのお取引に際し、従来よりも詳しいご説明を求め、追加の本人確認書類提示の依頼、お取引目的の確認、資産・収入の状況、職業・地位についての具体的な証跡を依頼することがあります。
従来とは異なる資料や質問へのご回答をお願いする場合がありますので、ご協力をお願い申し上げます。
2. 追加のご確認をさせていただく取引や、確認方法、確認内容は金融機関によって異なる場合があります。
3. 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。
また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ず、お取引を制限させていただく場合があります。
4. 従来のご確認に加え、追加のご確認等を行うことから、通常よりお手続きのお時間をいただく場合がございます。
5. お客さまのお取引内容等により依頼内容、ご質問等が異なりますので、詳しくは、お取引店の窓口にお問合わせください。

【全信協ホームページリンク】

https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

TRiBank Hiratsuka
平塚信用金庫

信用金庫をご利用のお客さまへのお知らせ

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。信用金庫は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただきます場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の一環としてのお客さまへのお願い事項

- ✓追加のご確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容は信用金庫によって異なる場合があります。
- ✓追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ✓特定の国に居住・所在している方等とのお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に、**従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。**
- ✓お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、信用金庫の窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- ✓各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
- ✓詳しいことは、お取引信用金庫の窓口にお問い合わせください。また、本件に関し、お取引信用金庫の窓口へのお問い合わせ後もお尋ねしたいことがありましたら、下記までお問い合わせください。

電話番号: 03-3517-5825

n 全国しんきん相談所 受付日: 月～金曜日(祝日および信用金庫の休業日を除く)
受付時間: 平日午前9時～午後5時

n 金融庁 金融サービス利用者相談室 電話番号: 0570-016811
受付時間: 平日午前10時～午後5時

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

金融庁
Financial Services Agency